

第1427回（5月16日）

ソ連農業の当面する諸問題と農業改革の方向

柴崎嘉之

1989年3月に開催された党中央委員会総会で、農業問題が討議され、農業改革の方向が決定された。

ソ連農業は、深刻な食料不足のもとで、大量の農産物輸入を余儀なくされていること、農業と農業関連部門への重点投資にもかかわらず投資効率が低いこと、農業生産性が低いこと、農産物の品質が低く、その品揃えが乏しいうえに、そのロスが大きいこと、耕地の減少と多くの地区での農用地の肥沃度の低下がみられること、農村の生活条件や労働条件が悪いために、若者を中心に農村からの大量の人口が流出していること、農業経営の収益率が低いこと等の問題点をもっている。

このような農業不振の主因は、行政命令的な管理システムのもので、経営や農民の自主性の発揮が阻害されていること、不合理な価格制度のもとで、安定的な農業生産を行ない得る条件が欠けている場合が多いこと、農業部門に供給される生産手段の品質が低いこと、農産物等の保管、加工、運送部門や農村の道路、鉄道等のインフラストラクチャーの整備が遅れていることである。

このような農業不振から脱却するための農業改革の方向としては、企業や農民の自主性を拡大すること、請負による集団経営や農民経営をも含む多様な経営形態へ移行すること、土地等の賃貸借による請負を推進すること、価格制度を改善すること、農工コンプレックスの管理を行政命令的の管理から経済的の管理へと改善すること、国家は必要なる農畜産物の買入れを確保するため国家発注の制度を導入すること、農業企業等の財務を健全化とともに、農業および農業関連部門への重点的投資を行うこと、農村の社会的改造計画を実施すること、農業生産手段については、次第

に卸売市場取引に移行させることを決定した。

これらの農業改革についての若干の問題点は次のとおりであろう。第1は、深刻な財政赤字と巨額の価格差補給金を負担している現状下において、調達価格水準の改善は不充分なものとなり、従って、安定した農業経営を自主的に行なえる前提条件づくりができるかについて懸念される点である。第2は、賃貸借による請負の推進についても、機械の不足、インフラストラクチャーの不備、社会の懷疑的な態度、法的保護の事実上の欠如、法外に高い賃貸料の水準など問題点が多いことである。第3には、国家調達量に占める履行義務のある国家発注の比率が高くなる可能性があるが、仮に、そうなるとすると、実質的にみて、従前の中央集権的な計画制度と変わりばえのないものとなると考えられることである。第4には、現在、約200万人の管理者が強大な行政・指令的な管理システムを運用することにより、2,000万人から2,500万人の農村勤務員を管理しているが、これらの管理者は、現行の行政・指令的な管理システムの温存を切望しており、農業改革に、陰に陽に反対していることである。

農業改革の方向は決定されたが、このような改革を成功させるための諸条件の確保には多くの困難が予想される。

ゴルバチョフは、農業改革により、生産者に「土地の主人公」としての自覚をもたせることによって、効率のよい農業をつくりだし、増産と農業の活性化を図ろうとしているとみられる。ゴルバチョフは、自ら先頭にたって農業改革を指導しているだけに、農業改革に失敗した場合に、その責任を追求される可能性が高いであろう。すでに指摘した多くの問題点を克服して、農業改革を成功させることができるかどうか、今後の推移が注目される。